

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的

株式会社クレマチスが開設する居宅介護支援クレマチス（以下「事業所」といいます。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」といいます。）は、ご高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にあるご高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2. 法人の概要

| | |
|-------|--------------------|
| 法人名 | 株式会社クレマチス |
| 代表者 | 代表取締役 萬城 界 |
| 法人所在地 | 東京都府中市幸町1丁目18番地の15 |
| 電話番号 | 042-318-0018 |
| 事業内容 | 居宅サービス事業等 |

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 事業所名 | 居宅介護支援クレマチス |
| 所在地 | 東京都府中市幸町1丁目18番地の15 |
| 事業所の指定番号 | 居宅介護支援事業（府中市 第1373804044号） |
| サービスを提供する実施地域※ | 府中市全域 国分寺市（東元町、西元町）、小金井市（前原町、貫井南町） |

※上記地域外もご相談を承ります。

(2) 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名（常勤）

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時～午後6時まで

4. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-318-0018 ※電話等の連絡は上記営業時間外も24時間受けつけます。

担当 介護支援専門員 萬城 界 / 管理責任者 萬城 界

5. サービスの内容

付属別紙2「居宅介護支援の内容・サービス開始の手順」ご参照ください。

6. ご利用料金

(1) ご利用料（居宅サービス計画料）

- 1 居宅介護支援の利用については、介護保険給付の適用がある場合には居宅介護支援のご利用料金全額は介護保険から給付されます。
- 2 保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記のご利用料金が発生します。
- 3 当事業者に対し、下記の利用料の支払をした場合、当事業所が発行するサービス提供証明書及び領収書を保険者の窓口へ提出することにより払戻を受けることができます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員のご利用者担当数 40 人未満の場合

要介護 1・2 11,679 円 要介護 3・4・5 15,717 円

② 介護支援専門員のご利用者担当数 40 人以上 60 人未満の場合

要介護 1・2 5,845 円 要介護 3・4・5 7,580 円

③ 介護支援専門員のご利用者担当数 60 人以上場合

要介護 1・2 3,502 円 要介護 3・4・5 4,541 円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,315 円

入院時情報連携加算（Ⅰ） 1ヶ月につき 2,210 円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1ヶ月につき 1,105 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 3,315 円

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,972 円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,630 円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,630 円

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 8,287 円

退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中 1 回を限度に 9,945 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 2,210 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,420 円

(2) 交通費

前記 2 (1) のサービス提供地域を越えた場合、介護支援専門員が訪問する交通費はその実額を負担いただきます。自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり 20 円として費用を負担いただきます。

(3) 解約金等

利用者は、事業者に対し、7 日以上の予告期間を設け、いつでも書面により本契約の解除を申し出ることができます。予告期間満了日に本契約は解除されるものとし、解約金等は発生しません。

7. 秘密保持

- (1) 事業者及びその従事者は、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者等の秘密及び個

人情報について、厳に秘密を保持し第三者に開示・漏えいしません。この守秘義務は本契約終了後も有効に存続します。

- (2) 利用者及び利用者の家族の事前の承諾がある場合、利用者の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のため、サービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者との連絡調整において必要最小限の範囲内で使用します。

8. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情に対応する常設の窓口担当者を設置しています。

常設窓口 電話 042-318-0018 (月～金曜日 9:00～18:00)

担当者：萬城 界

その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 府中市介護保険課 | 042-335-4030 (月～金曜日 8:30～17:00) |
| 国分寺市高齢福祉課 | 042-321-1301 (月～金曜日 8:30～17:00) |
| 小金井市介護福祉課 | 042-387-9822 (月～金曜日 8:30～17:00) |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 03-6238-0177 (月～金曜日 9:00～17:00) |

(2) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果をご利用者又はそのご家族へ報告する

10. 注意事項

- (1) 利用者の心身状況、体調変化や置かれている環境等の事項は居宅サービス計画書を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、介護支援専門員の状況把握にご協力ください。
- (2) 現金を含む貴重品の取り扱い、お預かりや管理はできません。管理が困難な場合は成年後見制度や権利擁護事業の利用をご検討ください。制度の内容については担当介護支援専門員までお問い合わせください。
- (3) 日常生活品の購入等のサービスは、原則として当事業者では行いません。
- (4) 金品等のお礼は固くお断りしております。